

令和4年3月10日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社おばこライフサービス
代表取締役社長 熊谷 弘幸

株式会社おばこライフサービス 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1： 育休制度の周知を図り、取得実績を向上させる。

<対策>

- 令和4年 4月～ 社員に対する周知文書の配布
- 令和4年 4月～ 育休取得に関する意向確認
- 令和4年 4月～ 随時、寄せられた社員の意向により、必要な要員対応を検討・実施する。

※令和5年度においても、周知、意向確認、要員対応を実施し、取得実績を向上させる。

目標2： 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

- 令和4年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和4年 5月～ 検討委員会により調査結果を分析し、従来を上回る目標を達成するために必要な対策を検討する。
- 令和4年 6月～ 対策の実行と意識向上のため管理職研修を実施する。
- 令和4年10月～ 上半期状況を精査し、8日以上の目標達成に必要なてこ入れを行う。

※令和5年度においても、実態把握と対策を行い、4年度実績を上回ることを目指す。